

司法試験在学中受験の要件について

3年次に司法試験の在学中受験をするためには、以下の(1)及び(2)の要件を満たしていることにつき、学長の認定を受ける必要があります(司法試験法第4条第2項第1号による)。

(1) 2年次終了の時点で以下の単位を修得済であること

①法律基本科目(基礎科目) 30単位以上

1年次の法律基本科目(既修入学者は1年次配当必修科目22単位を一括認定される。(後掲※1を加えると全部で27単位))及び2年次の民法演習1A(第1ターム)、刑事訴訟法1(前期)の合計34単位を指す。

(注意: 3年次に仮進級した者で上記科目を修得できていない者は受験資格がない。)

(※1)

会社法1(1単位)、会社法2(1単位)及び会社法3(1単位)の合計3単位並びに民事訴訟法(2単位)について。

- ・履修免除試験に合格した科目は修得したものとみなすことができる。
- ・法曹コース特別選抜(開放型)の合格者は、広島大学のGPA計算式によりGPA65以上の科目は修得したものとみなすことができる。

②法律基本科目(応用科目) 18単位以上

2年次以上配当の法律基本科目(①で掲げた科目を除く)の中から18単位以上。

③司法試験選択科目に係る展開・先端科目 4単位以上

倒産処理法1及び2、税法、知的財産法1及び2、労働法1及び2、国際私法・取引法(同一科目で4単位とする必要はなく、司法試験で受験予定の科目と異なることは可。)

(2) 司法試験が行われる日の属する年の4月1日から1年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあること